

労働かながわ

2019 5・6月号
No.719

第90回 メーデーの概況

第90回メーデーは、5月1日までに県内20会場で行われ、28,193人が参加しました(主催者発表)。4月27日に行われた連合神奈川系の「第90回かながわ中央メーデー」は、6,700人を集め、横浜市内の臨港パークで開催されました。

主催者を代表して柏木教一実行委員長(連合神奈川会長)は「今年は「働き方改革元年」である。皆さんの働き方が変わっていないとしたら手が入っていない。その点検をお願いしたい。」と呼び掛けた。また、「今、貧困が進んでいる。社会に貢献できることにぜひ取り組んでいただきたい。」と取組を促し、「我々が克服すべき課題はたくさんある。課題を解決する1つが大きな取組としての参議院選挙である。私たちの意思をしっかりと見せることが大事。未来に責任の持てる日々の取組をこれからも展開する。」と訴えました。



▲第90回 かながわ中央メーデー



一方、5月1日には、神奈川労連を中心に組織された「第90回神奈川県・横浜メーデー」が2,000人を集め、沢渡中央公園で開催されました。

主催者を代表して住谷和典実行委員長(神奈川労連議長)は、「日本においては、過労死の基準を超える規制が働き方改革とされており、偽物の働き方改革をまともな働き方改革にしなければならない」と訴えました。

5月1日までの県全体の系統別の実施状況は、連合系8会場(23,293人)、全労連系9会場(4,070人)、単独2会場(520人)、その他1会場(310人)でした。

◀第90回 神奈川県・横浜メーデー

第69期 神奈川県労働大学講座の受講生を募集します。

今期で69回目を迎える歴史と伝統を誇る講座です。労働法や労働経済、労働福祉や社会保障に関する知識を体系的に学べます。大学教授や各分野の第一線で活躍する専門家の講義に接する大変良い機会です。人事労務担当者の方、管理者の研修としても、大変好評です。ぜひご参加下さい。

- ◆ **開催日時** 2019年7月4日(木)～11月28日(木) 18時30分～20時30分
※ 上記期間の火・木・金曜日のうち 全30回 (1回ごとの聴講制度もあります)
- ◆ **受講料** 30,000円 (全30回分、団体・障害のある方の割引制度有)
- ◆ **会場** 神奈川県立かながわ労働プラザ 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
- ◆ **修了証** 全30回中21回(7割)以上出席の方は知事名の修了証を授与
- ◆ **申込・問合せ先** 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 ☎045-633-5410
- ◆ **ホームページアドレス** <https://zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/roudai2019.html>

定員 220名
対象 労使・県民
どなたでも

「働き方」が変わります! 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行

2019年4月1日に施行された主な内容は次のとおりです。

- Point 1** 時間外労働の上限規制を導入! (中小企業は、2020年4月1日～)
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。
- Point 2** 年次有給休暇の確実な取得が必要です!
使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

「働き方」に関する詳細・お悩みは「神奈川働き方改革推進支援センター」へお問合せください。

神奈川働き方改革推進支援センター **検索**

改正法の詳細は厚生労働省 HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

働き方改革の実現にむけて 厚労省 **検索**

主な内容

- 第90回メーデーの概況 P.1
- 第69期神奈川県労働大学講座の受講生募集 P.1
- 「働き方」が変わります! 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行 P.1
- 職業訓練指導員試験のご案内 P.2
- 第39回全国アビリンピック P.2
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P.2
- 障がい者雇用のための企業交流会「はじめての一步」を開催します! P.3
- 働き方改革トップセミナー P.3
- 働き方改革アドバイザー派遣 P.3

令和元年度 職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内

公共・認定(民間)の職業訓練施設で職業訓練を担当する方は、原則、職業訓練指導員免許が必要です。
この試験は、その職業訓練指導員免許を取得するための資格試験です。
合格者は、申請により職業訓練指導員免許を取得することができます。

受験申請	日時	令和元年 7月3日(水)～7月5日(金)
	場所	神奈川県庁 本庁舎2階 産業労働局会議室
試 験	日時	令和元年 9月8日(日) 9時20分～(予定)(時間は受験科目により異なります。)
	場所	神奈川県立産業技術短期大学校 (横浜市旭区中尾2-4-1)
合格発表	日時	令和元年10月16日(水)(予定)
	場所	神奈川県庁 新庁舎2階にて受験番号を掲示します。 (希望者はホームページで発表します。)

- 職業訓練指導員の免許職種は、123職種あります。
- 受験に際し、3,100円の受験手数料が必要です。
- 受験資格や試験の免除の規定がありますので、詳しくは、受験案内又は県のホームページをご覧ください。
 - ・ 受験案内・申請書：県内の県政情報コーナー及びハローワーク等において6月より配布しています。
 - ・ 県のホームページ：6月より「<http://www.pref.kanagawa.jp/>」から「職業訓練指導員」で検索してください。
- 問合せ先
 - ・ 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ ☎045-210-5720

第39回 全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)参加選手募集

11月15日(金曜日)から17日(日曜日)にかけて愛知県で開催予定の第39回全国障害者技能競技大会に、神奈川県選手団の選手として参加を希望される方を次のとおり募集します。参加希望者は、大会実施要綱等をご参考に、提出書類に必要事項を記載のうえ、6月28日(金曜日)までに郵送または持参により神奈川県産業労働局労働部産業人材課まで提出してください。

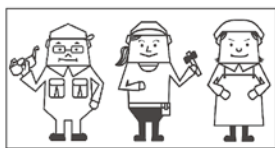
- 名 称：第39回 全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)
- 開催期間：令和元年11月15日(金)～17日(日)
- 会 場：愛知県国際展示場
- 参加希望者募集職種

種 目	参加対象障害者	定 員
洋裁、家具、建築CAD、義肢、歯科技工、データベース、フラワーアレンジメント、コンピュータプログラミング、ネイル施術	身体障害者・知的障害者 精神障害者	各種目 1名
パソコン操作 木工	身体障害者(視覚障害者に限る) 知的障害者	

- 申込期限：令和元年 6月28日まで
- 大会実施要綱・申込書は、県のホームページ「<http://www.pref.kanagawa.jp/>」から「全国アビリンピック」で検索し、御参照ください。
- 申込先及び問合せ先
 - 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ ☎045-210-5720 FAX 045-201-6952

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

会社を強くするスキル。あなたを強くするスキル。【セミナー例】★工業技術分野「ティグ溶接」「ディーブローニングの基礎技術」等 ★建築技術分野「床材の張り方」「色彩活用講座」等 ★社会サービス分野「介護支援専門員試験対策講習」等様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。
スキルアップセミナーのホームページ……………<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>
問合せ先 神奈川県産業労働局労働部産業人材課職業能力開発グループ ☎045-210-5715

障がい者雇用のための企業交流会「はじめての一步」を開催します!

県では、「どうやって障がい者雇用を進めたらよいか分からない」「どこに相談したらよいか分からない」といった課題や悩み等を抱える中小企業を主な対象に、すでに障がい者雇用を進めている中小企業等の体験談や質問会を通して、普段は聞けない事柄を自由に聞きながら、参加企業間のつながりも作れる企業交流会「はじめての一步」を県内で順次開催します。

障がい者雇用に取り組むきっかけとして、ぜひご参加ください。

●対象・定員

中小企業の人事担当者など 各回30名

●内容(例)

- ・すでに障がい者雇用を進めている「先輩企業」による雇用事例の紹介
- ・先輩企業を囲む質問会
- ・自社内で障がい者ができそうな仕事を考えるグループワーク
- ・障がい者雇用に取り組む上で抱えている悩みや困り事を共有し、意見交換を行うグループトークなど

●スケジュール等(いずれも午後)

1. 7月19日(金)……【湘南東部・横須賀三浦地域】……鎌倉芸術館(鎌倉市大船6-1-2)
 2. 7月31日(水)……【相模原・県央地域】……株式会社コープデリパリー森の里要冷セットセンター(厚木市小野2025-12)
 3. 9月下旬……【横浜地域①】……会場調整中
 4. 10月下旬～11月上旬……【川崎地域】……会場調整中
 5. 12月上旬……【湘南西部・県西地域】……会場調整中
 6. 令和2年2月下旬【横浜地域②】……会場調整中
- ※各回の詳細や参加のお申込みについては県ホームページをご覧ください。

障がい者雇用 はじめての一步

検索

●参加費 無料

●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用対策課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871

※令和元年6月1日以降は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課へお問合せください。



〈先輩企業による雇用事例紹介〉



〈グループトーク(質問会)〉

働き方改革トップセミナー

働き方改革を行っていない企業には人材は集りづらい。その意味では、働き方改革は企業の生き残りをかけた戦術といえます。しかし、働き方改革に関して単なる残業削減と誤解している企業が少なくありません。企業が実現すべき「働き方」の改革について明らかにします。

日 時：令和元年8月1日(木) 14:30～16:30

会 場：TKP ガーデンシティ PREMIUM みなとみらい

横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル5階 みなとみらい駅4番出口から徒歩約1分

講 師：中央大学大学院 戦略経営研究科 教授 佐藤 博樹氏

テ マ：生き残り戦略としての働き方改革 ～人材確保と定着のために～

申 込：県のホームページから申込できます。

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ ☎045-210-5746

※令和元年6月1日以降は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課へお問い合わせください。

神奈川県 働き方改革トップセミナー

検索

働き方改革アドバイザーを派遣します! 無料

県では、ワーク・ライフ・バランスに関する専門のアドバイザーを派遣し、その企業等の現状に応じた業務の効率化や従業員の働きやすい環境整備に向けたアドバイス・研修等を実施しています。

【次のような課題を抱えている企業にお勧めです】

- 業務改善・長時間労働削減
 - 仕事と育児・介護の両立
 - 女性の活躍推進 など
- (働き方改革関連法への対応は派遣内容に含まれません)

【派遣例】

第1回目:現状把握 第2回目:取組み・運用方法の提案 第3回目:導入サポートまたは研修

■対 象 神奈川県内に事業所のある中小企業等

■派遣アドバイザー 特定社会保険労務士等

▶問 合 せ 先 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ ☎045-210-5746

※令和元年6月1日以降は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課へお問合せください。

神奈川県 働き方改革アドバイザー

検索

かながわ労働情勢 9 11 2 3 月

I 主要労働団体の機関開催

■ 連合神奈川

【第363回 五役会、第336回 執行委員会】
2月26日、第363回五役会、第336回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の変更等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 連合神奈川2019年春季生活闘争方針(その3)について

【第364回 五役会、第337回 執行委員会】

3月26日、第364回五役会、第337回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員等の推薦について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2019年春季生活闘争方針(その4)について
- 4 2019年度連合寄付講座の取組について
- 5 第90回かながわ中央メーデーについて

■ 神奈川労連

【第5回 幹事会】

2月2日、第5回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 未組織労働者に対する要求アンケートのとりくみ
- 2 春の拡大月間の具体化
- 3 神奈川県知事選挙について
- 4 労働法制化改定に対応する職場の学習・交渉

【第6回 幹事会】

3月2日、第6回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 19国民春闘の統一行動
- 2 組織拡大の最重点分野のとりくみ

3 神奈川県知事選挙、統一地方選挙

4 最低賃金闘争のスタート学習会

II 主要労組の定期大会

■ 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

横浜地域連合(高橋卓也議長、約139,000人)は、11月29日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約160名が出席し、第28回定期総会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 横浜地域連合の運動の更なる飛躍をめざして
- 2 労働条件の改善に向けた取組
- 3 横浜の街づくり(政策・制度要求と提言)の取組
- 4 横浜地域連合の組織強化と拡大の取組
- 5 その他

【役員の名簿】

- 議長 高橋 卓也(電機連合)
議長代行 的場 信也(全水道)
// 加藤 健之(幹幹労連)
副議長 柳井 健一(神教協)
// 小田 泰司(JAM神奈川)
// 山本 洋一(UAゼンセン)
// 高橋 徹(運輸労連)
// 沖園 祥生(自動車連連)
// 藤木 一雄(JP労組)
// 和田 宣行(自治労)
// 高橋 直樹(情報労連)

■ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会

神奈川県交通運輸産業労働組合協議会(穴戸秀樹議長、約23,100人)は、11月28日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約80名が出席し、第26回定期総会を

開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 行動課題
- 2 組織強化
- 3 2019年春闘の取組
- 4 政治への取組

【役員の名簿】

- 議長 穴戸 秀樹(都市交評)
副議長 亀崎 友彦(運輸労連)
// 助川 一夫(JR総連)
// 高橋 廣康(県私鉄)
// 長瀬 嘉宏(国労神奈川)
// 水野 潔(全自交)

■ 西湘地域労働組合総連合

西湘地域労働組合総連合は、(池田優議長、約2,200人)は、9月22日、神奈川県小田原合同庁舎において、代議員、来賓等約50名が出席し、第25回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 賃金引上げ、労働条件改善、「働くルール」確立のたたかい
- 2 組織拡大・強化
- 3 憲法改悪阻止、政治を変える
- 4 地域共同のたたかひの中心を担う

【役員の名簿】

- 議長 池田 優(西湘地域合同労組)
副議長 伊藤 光治(全労連全国一般小田原地区協議会)
// 山口与司雄(神奈川土建一般西湘支部)
// 北川 和徳(県職労西湘支部)
事務局長 原田 典子(県病院労組足柄上病院分会)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件(2件)、終結は3件(4件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(5件)、終結は6件(7件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成31年の累計件数です。

調整事件一覧(2・3月 申請・終結分)

申請	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年11月30日	・不誠実団体交渉について ・ハラスメント問題について ・労働契約・残業管理に関する問題について	平成31年2月19日	解決
	平成31年(調)第1号事件	あっせん	労働組合	一般財団法人(医療、福祉)	平成31年2月8日	・アンケート調査結果の無効 ・不誠実団体交渉	平成31年2月22日	打切り
	平成30年(調)第12号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業・娯楽業)	平成30年10月30日	・全組合員の現行店舗における従前の雇用確保	平成31年3月20日	解決
申請	平成31年(調)第1号事件	あっせん	労働組合	一般財団法人(医療、福祉)	平成31年2月8日	・アンケート調査結果の無効 ・不誠実団体交渉		
	平成31年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	学校法人(教育・学習支援業)	平成31年3月5日	・団体交渉開催の促進 ・団体交渉ルールの策定(出席人数等)		

不当労働行為事件一覧(2・3月 申立て・終結分)

申請	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成29年(不)第27号事件	労働組合	有限会社(製造業)	平成29年10月13日	・誠実団体交渉実施 ・未払賃金の支払 ・陳謝文の掲示 ・解雇撤回、バックペイ	平成31年2月18日	関与和解
	平成29年(不)第1号事件	労働組合	有限会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成29年1月11日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成31年3月5日	全部救済
	平成30年(不)第4号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年3月12日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成31年3月11日	棄却
	平成29年(不)第16号事件	労働組合	有限会社(サービス業)	平成29年5月25日	・支配介入の禁止 ・陳謝文の掲示	平成31年3月12日	関与和解
	平成30年(不)第3号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成30年3月6日	・原職復帰 ・陳謝文の掲示	平成31年3月12日	関与和解
	平成30年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(建設業)	平成30年9月18日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の掲示	平成31年3月25日	関与和解
	平成31年(不)第1号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成31年3月11日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の掲示		
申立て	平成31年(不)第2号事件	労働組合	有限会社(建設業)	平成31年3月12日	・直接交渉の禁止 ・陳謝文の掲示		
	平成31年(不)第3号事件	労働組合	有限会社(建設業) 株式会社(建設業)	平成31年3月13日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示		
	平成31年(不)第4号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成31年3月26日	・誠実団体交渉実施 ・差別・侮辱的な言動の禁止 ・陳謝文の掲示		
	平成31年(不)第5号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(運輸業、郵便業)	平成31年3月26日	・団体交渉応諾 ・支配介入発言の禁止 ・直接交渉の禁止 ・36協定等の締結 ・時間外労働の実施 ・陳謝文の掲示		

平成30年 労働委員会の概況

平成30年1月から12月までの1年間に当労働委員会で取り扱った事件(係属事件)について取りまとめたところ、調整事件は22件で前年より3件減少し、不当労働行為事件は71件で前年より5件減少した。また個別労働関係紛争のあっせん事件はなかった。

調整事件

調整事件の動き

平成30年に取り扱った調整事件は22件で、調整区分はすべて「あっせん」であった。このうち、新規申請は14件であり、前年より2件減少した。(表1)

調整事件の平均処理日数・平均調整回数は表2のとおりである。

表1 調整事件の取扱状況

(単位:件)

区分		年	29年 (a)	30年 (b)	(b)-(a)
係属 件数	前年からの繰越		9	8	△1
	新規申立て		16	14	△2
	合計		25	22	△3
終結 件数	解決		9	10	1
	不調・打切り		5	7	2
	取下げ		3	1	△2
	合計		17	18	1
翌年へ繰越			8	4	△4

表2 調整事件の平均処理日数・平均調整回数

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年
平均処理日数(日)		67.7	105.4	92.3	118.8	112.7
平均調整回数(回)		2.5	2.5	1.8	2.5	3.5

(注)平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

不当労働行為事件

不当労働行為事件の動き

(1) 不当労働行為事件の取扱状況

平成30年に取り扱った不当労働行為事件は71件であった。このうち、新規申立ては25件であり、前年より12件減少した。(表3)

不当労働行為事件の平均処理日数は表4のとおりである。

(2) 審査期間の目標の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年6か月以内としている。平成30年に終結した事件に係る審査期間の目標達成状況は表5のとおりであり、終結33件中、17件が目標期間内に終結し、16件(命令10件、和解4件及び取下げ2件)が目標期間を超えた。

表3 不当労働行為事件の取扱状況

(単位:件)

区分		年	29年 (a)	30年 (b)	(b)-(a)
係属 件数	前年からの繰越		39	46	7
	新規申立て		37	25	△12
	係属計		76	71	△5
終結 件数	命令・決定	全部救済	2	2	0
		一部救済	1	5	4
		棄却	5	4	△1
		却下	—	—	—
	小計	8	11	3	
	命令・決定書数	8	11	3	
和解 取下げ	関与和解	21	16	△5	
	無関与和解	—	4	4	
	取下げ	1	2	1	
	小計	22	22	0	
終結計			30	33	3
翌年へ繰越			46	38	△8

(注)命令・決定・和解・取下げの意味内容は次のとおりである。
 命令…事件の実体審理を行った上で申立てを認容(全部救済・一部救済)又は棄却する命令を発した場合をいう。
 決定…事件の実体審理に入らず、申立てを不適当と却下した場合をいう。(申立期間を経過したときなど)
 和解…和解により終結した場合をいう。(関与和解;労働委員会が関与した和解 無関与和解;労働委員会が関与しない和解)
 取下げ…和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

表4 不当労働行為事件の平均処理日数

(単位:日)

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年
命令・決定		722	660	809	947	780
和解・取下げ		303	273	335	332	401
総平均		392	363	505	496	527

表5 不当労働行為事件の審査期間の目標の達成状況

(単位:件)

区分	終結事由	命令(%)	決定(%)	和解(%)	取下げ(%)	合計(%)
1年6か月以内		1 (9.1)	—	16 (80.0)	—	17 (51.5)
		10 (90.9)	—	4 (20.0)	2 (100.0)	16 (48.5)
終結件数計		11	—	20	2	33

(注)各欄の(%)は、終結件数計に対する割合を示す。

個別労働関係紛争のあっせん事件

個別労働関係紛争のあっせん事件の動き

平成30年に取り扱った事件はなかった。

いこいの村あしがら から 特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
 料金:1泊3食 9,720円~(税込)
 特典:翌日の昼食付き
 翌日10:00~15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
 料金:1泊2食 7,560円~(税込)
 特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
 ※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
 FAX 0465-82-2384
 URL <http://www.iko.or.jp>

《各プランご利用にあたって》

- ◎ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ◎お部屋は全室和室になっております。
- ◎入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ◎1部屋4~5名様料金です。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

ハマキョウレックス(差戻控訴審)事件

大阪高判平30.12.21 労働経済判例速報2369号18頁

1 事案の概要

本件は、一般貨物自動車運送事業等を営むYとの間で有期労働契を締結して、トラック運転手として勤務したXが、無期労働契約の正社員とXとの間で、無事故手当、作業手当、給食手当、住宅手当、皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、定期昇給及び退職金に相違があることは労契法20条に違反しているなどと主張した事案です。Xは、Yに対し、労働契約に基づき、XがYに対し、主位的に、本件賃金等に関し、正社員と同一の権利を有する地位にあることの確認及び差額賃金の支払いを求め、予備的に、不法行為に基づき、同額の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案です。

1審判決(大津地彦根支判平27.9.16労判1135号59頁)は、通勤手当が交通費の実費の補填であるということからすると、契約社員と正社員との間の通勤手当に係る差異は、労契法20条の不合理と認められるものに当たると判断して、不法行為に基づき支払いを命じ、その余の請求を棄却したので、X、Y双方が控訴しました。

控訴審判決(大阪高判平28.7.26労判1143号5頁)は、労契法20条の不合理性の判断は、有期契約労働者と無期契約労働者との間の労働条件の相違について、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されるべきものであるとして、契約社員と正社員の無事故手当、作業手当、給食手当および通勤手当に係る相違は、期間の定めがあることにより生じた相違であり、かつ、不合理と認められるものに当たるとし、住宅手当、皆勤手当についての相違は不合理と認められるものに当たると認めることはできないとしたため、XY双方が上告しました。

【最高裁判決の要旨】

最高裁(最2小判平30.6.1労判1179号20頁)は、控訴審判決が無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当について相違を設けていることは不法行為に当たるとし、住宅手当に係る相違は不合理と認められるものに当たらないとした判断を維持し、皆勤手当に係る相違を不合理と認められるものに当たらないとした判断は是認できないとして、高裁に差戻しました。

2 判決(差戻後高裁)の要旨

正社員である乗務員に支給される皆勤手当を契約社員である乗務員のXに支給しないという労働条件の相違は、労契法20条にいう「不合理と認められるもの」に該当し、Xはその支給要件を満たすから、Yに対し、不法行為に基づき、皆勤手当相当額の損害賠償を求めるXの請求は理由がある。

有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たっては、両者の賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当である。

Yにおける皆勤手当は、運送業務を円滑に進めるには実際に出勤する乗務員を一定数確保する必要があることから、皆勤を奨励する趣旨で支給されるものである。この皆勤手当の趣旨を踏まえ、契約社員と正社員との皆勤手当の支給における相違は、労契法20条に定める考慮要素(職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲、その他の事情)に照らし、不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。

3 解説

本件の最高裁判決は、労契法20条に関する最初の最高裁判決であり、2018年9・10月号に掲載した長澤運輸事件(最2小判平30.6.1労判1179号34頁)と並びリーディングケースです。

Yの正社員に適用される正社員就業規則及び正社員給与規程には皆勤手当の規定があり、契約社員に適用される契約社員就業規則には規定がありませんが、1審では、契約社員は、皆勤が評価されて時間給が増額されることがあり、Xも15円の増額があったことから、皆勤手当の差異は不合理とはいえないとしていました。しかし、本件判決は、契約社員である乗務員には皆勤手当の支給がなく、昇給も原則として行わないとされ、例外的に会社の業績と本人の勤務成績を考慮して昇給することがあるとされているのみで、これが契約社員への皆勤手当の不支給の代償措置とはいえないとしました。

なお、働き方改革関連法により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法(2020年4月1日施行。中小企業は2021年4月1日)では、正規雇用労働者とパート、有期雇用労働者との待遇差が不合理か否かについて、個々の待遇毎に当該待遇の性質・目的に照らし、適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化しました。短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(平30.12.28)では、業務の内容が同一の場合の精皆勤手当の相違は不合理とされています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

図書紹介



朝ドラには働く女子の本音が詰まっている

矢部 万紀子
出版社 筑摩書房

1961年に始まった通称「朝ドラ」、その共通のテーマは「女の一代記」です。そして今も、女子は朝ドラに励まされたり、慰められたりしています。それはなぜなのでしょう？ヒロインの人生の闘いが、すべての女子の戦いに重ねられるのではないのでしょうか。この本は、ドラマ論であると同時に、働く女子論でもあります。2007年から2017年に放送された中から11本の作品を見てゆきます。



AI時代の新・ベーシックインカム論

井上 智洋
出版社 光文社

ベーシックインカム(BI)の導入は、格差の拡大や貧困の増大を改善する手段として、ヨーロッパ諸国を中心に議論が高まっている。日本でも今世紀に入ってから、しばしば議論がなされるようになってきた。特に近年、AIの進化による失業者の増加が予測されるようになり、BIのような普遍的な社会保障制度が不可欠になるという見方も多い。AIと経済学の間を研究するバイオニアである著者が、BIと貨幣制度やAIとの関わり、財源の問題など、多角的に論考する。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 従業員数300人超、資本金3億円超の金属製品製造業を営んでいます。予測していない注文があり納期が迫っている場合などに、時間外労働をさせる必要があります。労働基準法の改正がありました。新たに時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)を締結する際にどのようなことに留意すればよいでしょうか。また、当社には労働組合がありません。36協定の締結を行う労働者の代表の選任はどのように行うべきでしょうか。



締結当事者のなり手がいない場合には、現場の責任者や勤続年数の長い従業員を指名してもよいでしょうか。

A 働き方改革関連法により改正された労働基準法では、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されました。時間外労働の上限(限度時間)は原則として、月45時間、年360時間となります。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも上限は次のとおりとなります。①年720時間以内、②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、③時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が1月あたり80時間以内、④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月以内。(なお、今回のケースでは、あてはまりませんが、中小企業に該当する場合は、2020年4月1日から上限規制が適用されます。また、上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。)

臨時的な特別の事情により限度時間(月45時間、年360時間)を超えて労働させる場合を定めるにあたっては、できる限り具体的に定めなければならない、「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められないことや、限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置など、留意すべき事項として、厚生労働省は「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平30.9.7 厚生労働省告示第323号)を示しています。

法改正に併せて、36協定の届出様式も改正されていますので、2019年4月1日以後の期間のみを定めている36協定については、新しい様式で労働基準監督署に提出する必要があります。また、労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければならないことになっています(労働基準法第106条)。

36協定を締結する場合は、その都度、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は労働者(パート等を含む)の過半数を代表する者(過半数代表者)と、書面による協定を締結しなければなりません。

貴社には労働組合がないため、過半数代表者が締結当事者になりますが、過半数代表者は、次の2つの条件を満たす必要があります(労働基準法施行規則第6条の2)。①労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと、②法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること

御相談のように過半数代表者を使用者が指名した場合には、その人は上記②の要件を満たしていないため、36協定は無効になります。

なお、有効な36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、労働基準法第32条違反となります(6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)ので、御注意ください。

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談 **検索**

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。

〈中央ろうきん〉の

iDeCo



ろうきん
イメージモデル
高梨臨

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]

iDeCoは3つのタイミングで税制優遇 **拠出時** **運用時** **受取時**

〈中央ろうきん〉のポイント

POINT 1

✓ **選びやすい商品!**

シンプルかつ低コストの
商品ラインアップ!

POINT 2

! **うれしい期間限定特典!**

〈中央ろうきん〉
iDeCo特割キャンペーンを延長!

POINT 3

▶ **分かりやすい動画コンテンツ!**

ろうきんiDeCo
スペシャルサイトをチェック!

iDeCoの運用商品ラインアップや期間限定特典等は
「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」でチェック!

〈iDeCo〉のご加入に関するお問い合わせは
ろうきん iDeCo専用コールセンター

TEL : 0120-320-615

平日(月曜~金曜) : 9:00~19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日~1月3日は休業)



<https://rokin-ideco.com/chuo/>

ろうきん 育てる年金

検索



2019年4月1日現在

広告

ZENROSAI NEWS

最大22等級・64%割引!

安全運転を続けられた方に
おトクな等級制度があります。

カンタン! 無料! お見積もり

車検証のコピーをご用意のうえ、所属の団体
または全労済までお問い合わせください。



もしものトラブルも
しっかりサポート!



24時間365日受付
マイカー共済ロードサービス

さまざまな特約・割引でおトク!

UP 運転者本人・配偶者限定特約 **8%割引!**

NEW 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 **9%割引!**

UP 新車割引(6等級・前契約なし) **割引率拡大! など**

※割引適用には条件があります。

新しくなった!

全労済のマイカー共済

2019年1月
改定!

自動車総合補償共済



全労済 神奈川推進本部

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。1418A060

ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

労働かながわ

令和元年5月24日発行 第719号

発行所/ 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

※令和元年6月1日以降は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課へお問い合わせください。

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様に回覧してお読みください。